

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第13号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第3備考2中「限る。）」の右に「第84条。」を加え、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項」に、「適用しない」を「適用せず、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め、同備考3中「同法」の右に「第314条の2。」を加え、「及び第5条の4第6項」を「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に、「適用しない」を「適用せず、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め、同備考6中「出産給付の額」の右に「（健康保険法施行令第36条ただし書、船員保険法施行令第7条ただし書、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の7ただし書（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の4ただし書の規定により加算される額（京都市国民健康保険条例第7条第1項第2号の規定により出産育児一時金が支給される場合にあっては同号に掲げる額から同項第1号に掲げる額を差し引いた額）を除く。）」を加え、同備考9を同備考10とし、同備考8の次に次のように加える。

9 法第27条第1項第3号の規定により里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者への委託が行われている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童で、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設への通所の措置が採られたものの当該通所に係る措置費は、徴収しない。

別表第4備考2中「限る。）」の右に「第84条。」を加え、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項」に、「適用しない」を「適用せず、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め、同備考3中「同法」の右に「第314条の2。」を加え、「及び第5条の4第6項」を「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に、「適用しない」を「適用せず、かつ、地方税法等の一部を改正する法律

(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則別表第3備考2及び備考3並びに別表第4の規定は、平成24年7月分の児童福祉法第50条第7号から第7号の3まで及び第51条第2号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)